

別紙

諮問第1094号、第1095号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

本件部分開示決定において不開示とした部分のうち、別表3に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に〇〇児童相談所が作成・保有する開示請求者に関する児童票外32件の文書及び資料」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事（以下「実施機関」という。）が令和5年8月24日付けで行った本件不開示決定及び本件部分開示決定について、それぞれ取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件不開示決定及び本件部分開示決定においては、法に基づき、不開示情報として規定されている情報について、個別に内容を確認の上、適正な範囲に限り不開示としたものであり、法の適用に誤りはない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、令和6年4月5日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年4月28日に実施機関から理由説明書を、同年6月9日に審査請求人から意見書を收受し、同年11月21日（第257回第二部会）から令和8年2月13日（第260回第二部会）まで、4回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1094号及び諮問第1095号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 対象保有個人情報について

実施機関は、本件各審査請求に係る対象保有個人情報として、別表1の項番1から6までに掲げる各対象保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）及び別表2の項番7から37までに掲げる各対象保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」という。）をそれぞれ特定し、本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）がそれぞれ法78条1項2号及び同項7号に該当するとして、本件不開示決定及び本件部分開示決定を行った。

ウ 本件不開示決定について

(ア) 本件対象保有個人情報1について

実施機関によれば、別表1の項番1「入電・問合せメモ」は、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）に関する児童相談所職員が作成した入電・問合せのメモであり、項番2の「児童・保護者等の転居にともなう相談ケースの移管・情報提供について（通知）」は、児童相談所の管轄が異なる地域へ保護者が転居した場合等に、移管元の児童相談所から移管先の児童相談所へ相談ケースの内容等の移管・情報提供がなされた際の文書であるとのことである。

また、項番3の「障害福祉サービス等の利用に関する意見照会について（依頼）」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）22条2項に基づき、区市町村が支給要否決定を行うに当たっ

て児童相談所に意見照会を行った文書であり、項番4の「児童福祉法第63条の2及び3の規定による児童の通知について（写）」は、同各条に基づき通知した文書の写しである。項番5の「児童通告書」は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）25条1項に基づき、要保護児童を発見した者が児童相談所に通告した文書であり、項番6の「児童自立生活援助実施申込書（写）」は、児童福祉法33条の6第2項及び児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「細則」という。）17条の8第1項に基づき提出された申込書の写しである。

（イ）本件対象保有個人情報1の不開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報1には、本件児童又はその保護者（以下「本件児童等」という。）に関する児童相談所としての相談援助方針の詳細や、児童相談所と関係者又は関係機関（以下「関係者等」という。）とのやり取りに関する情報が記載されていることが確認された。

そうすると、本件対象保有個人情報1を開示することにより、児童相談所職員が相談援助活動を実施するに当たっての援助方針の決定過程等が明らかになり、児童相談所と開示請求者との間に誤解や認識の相違が生まれるほか、本件児童等が児童相談所による相談援助活動に消極的な態度をとることにより、相談援助に関する適切な判断が困難になるなど、児童相談所の業務としての相談援助活動の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。また、児童相談所と関係者等とのやり取りに関する情報が開示されると、関係者等からの信頼を損ない、十分な情報提供を受けられなくなり、本件児童等に関する相談援助活動又は今後の同種の相談援助活動において協力が得られなくなるなど、児童相談所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報1は、法78条1項7号に該当し、同項2号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

エ 本件部分開示決定について

（ア）本件対象保有個人情報2について

別表2の項番8から10まで、13から16まで、19から21まで、27から29まで及び31から35までの「児童票」は、細則2条により児童相談所での備え付けが定

められている書類であり、相談対象となった児童ごとに作成し、相談事業の継続を円滑に行うために活用するもので、対象となる児童の氏名等の基本情報、相談内容、相談者、家族の状況等、相談業務に関する情報が記載されているものである。項番11、17、25及び37の「指導経過記録票」は、細則12条2項において、児童福祉法27条1項2号の規定により児童又はその保護者（以下「児童等」という。）に指導を行う者は、児童等について常にその指導経過を記録しておかなければならない旨が定められていることから作成している書類であり、児童等の指導経過のほか、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が行う業務について、児童等に対する所見等や関係者等との連絡調整の内容・経過が時系列で記載されているものである。

また、実施機関によれば、項番22及び36の「会議録」は、児童相談所で行われた会議の記録であり、項番7、12、18、26及び30の「児童援助決定書」は、児童の一時保護や援助方針等を決定する際に使用する帳票であり、項番23の「児童一時保護委託書」及び24の「児童一時保護委託解除通知書」は、児童の一時保護の委託及び解除について、一時保護委託する施設等又は一時保護している施設等に通知した文書の写しであるとのことである。

(イ) 本件不開示部分の不開示妥当性について

- a 審査会が見分したところ、別表2に掲げる不開示情報Iに該当する不開示部分のうち別表3に掲げる部分を除いた部分には、本件児童等に関する児童相談所の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針の詳細、内部での連絡調整内容及び児童相談所と関係者等とのやり取りに関する情報が記載されていることが確認された。

そうすると、当該部分を開示することにより、児童相談所職員が相談援助活動の実施に当たり、いつのどのような事由を重要であると評価・判断しているのか等の援助方針の決定過程等が明らかになり、児童相談所と開示請求者との間に誤解や認識の相違が生まれるほか、本件児童等が児童相談所による相談援助活動に消極的な態度をとることにより、相談援助に関する適切な判断が困難になるなど、児童相談所の業務としての相談援助活動の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、別表2に掲げる不開示情報Ⅰに該当する不開示部分のうち別表3に掲げる部分を除いた部分は、法78条1項7号に該当し、同項2号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

- b 審査会が見分したところ、別表2に掲げる不開示情報Ⅱに該当する不開示部分のうち別表3に掲げる部分を除いた部分には、審査請求人以外の個人の氏名、住所又は電話番号が記載されていることが確認された。

これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示が妥当である。

- c 他方で、審査会が事務局職員をして確認させたところ、本件不開示部分のうち別表3に掲げる項番18及び30の「児童援助決定書」に記載されている本件児童の一時保護入退所等の実施日は、本件部分開示決定よりも前に、既に審査請求人に対して通知されており、本件部分開示決定時点において審査請求人にとって既知の内容であることが認められた。そうすると、これらの情報を開示しても、児童相談所の業務としての相談援助活動の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項7号に該当せず、開示すべきである。

また、本件不開示部分のうち別表3に掲げる項番22の「会議録（1枚目）」における住所欄に、秘匿すべき情報や関係者等の正当な利益を害するおそれがある情報が記載されているとは認められず、開示したとしても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれや、児童相談所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号及び同項7号に該当せず、開示すべきである。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表1 本件不開示決定（諮問第1094号）

対象保有個人情報		不開示理由
1	受付番号〇〇 「入電・問合せメモ」	当該情報には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれており、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため（法78条1項2号）。（以下「2号」という。） 児童相談所の評価・判断に関する情報又は相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談・援助の方針が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、又は相談業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため（法78条1項7号）。（以下「7号」という。）
2	受付番号〇〇 「児童・保護者等の転居にともなう相談ケースの移管・情報提供について（通知）」	
3	受付番号〇〇 「障害福祉サービス等の利用に関する意見照会について（依頼）」	
4	受付番号〇〇 「児童福祉法第63条の2及び3の規定による児童の通知について（写）」	
5	受付番号〇〇 「児童通告書」	
6	受付番号〇〇 「児童自立生活援助実施申込書（写）」	

別表2 本件部分開示決定（諮問第1095号）

対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由	不開示情報
受付番号〇〇			
7	児童援助決定書	【起案年月日】、【保護】、【経過】、援助方針の【措置】及び【援助】、【会議日】、【実施日】、【備考欄】	7号 I
8	児童票（1）	【電話番号】	2号 II
		【年月日】	7号 I
9	児童票（2） （その1）	【受付年月日】、【相談経路】、【相談内容】、【児童及び保護者等の状況】、【児童相談所の意見】の一部、【援助・措置】の一部	2号、7号 I
10	児童票（2） （その2）	【児童及び保護者等の状況2】	2号、7号 I
11	指導経過記録票	・特定日の特定時刻の【相談主訴】 ・上記以外の部分	7号 I
受付番号〇〇			

12	児童援助決定書	【起案年月日】、【保護】、【経過】、援助方針の【措置】及び【援助】、【会議日】、【実施日】、【備考欄】	7号	I
13	児童票（1）	【電話番号】	2号	II
		【年月日】	7号	I
14	児童票（2） （その1）	【受付年月日】、【相談経路】、【相談内容】、【児童及び保護者等の状況】、【児童相談所の意見】の一部、【援助・措置】の一部	2号、7号	I
15	児童票（2） （その2）	【児童及び保護者等の状況2】	2号、7号	I
16	児童票（5）	【所見要旨】、【所見詳細】、【開始年月日】	7号	I
17	指導経過記録票	・特定日の特定時刻の【相談主訴】 ・特定日の特定時刻の【相談主訴】、【詳細】の一部 ・上記以外の部分	7号	I
受付番号〇〇				
18	児童援助決定書	【決定年月日】、【起案年月日】、【保護】、【経過】、援助方針の【措置】及び【援助】、【会議日】、【実施日】、【施設名、里親名等】の一部、【備考欄】	7号	I
19	児童票（1）	【電話番号】	2号	II
		【備考】の一部、【年月日】	7号	I
20	児童票（2） （その1）	【受付年月日】、【相談経路】、【相談内容】、【児童及び保護者等の状況】、【児童相談所の意見】の一部、【援助・措置】の一部	2号、7号	I
21	児童票（2） （その2）	【児童及び保護者等の状況2】	2号、7号	I
22	会議録	様式の一部、【住所】の一部	7号	I
		【保護者氏名】の一部、【住所】の一部	2号	II
23	児童一時保護委託書	様式の一部	7号	I
24	児童一時保護委託解除通知書	様式の一部	7号	I

25	指導経過記録票	・特定日の特定時刻の【相談主訴】 ・上記以外の部分	7号	I
受付番号〇〇				
26	児童援助決定書	【宛先】、【決定年月日】、【起案年月日】、【保護】、【経過】、援助方針の【措置】及び【援助】、【会議日】、【実施日】	7号	I
27	児童票（1）	【電話番号】	2号	II
		【備考】の一部、【年月日】	7号	I
28	児童票（2） （その1）	【受付年月日】、【相談経路】、【相談内容】、【児童及び保護者等の状況】、【児童相談所の意見】の一部、【援助・措置】の一部	2号、7号	I
29	児童票（2） （その2）	【児童及び保護者等の状況2】	2号、7号	I
受付番号〇〇				
30	児童援助決定書	【決定年月日】、【起案年月日】、【保護】、【経過】、援助方針の【措置】及び【援助】、【会議日】、【実施日】、【施設名、里親名等】の一部	7号	I
31	児童票（1）	【電話番号】	2号	II
		【備考】の一部、【年月日】	7号	I
32	児童票（2） （その1）	【受付年月日】、【相談経路】、【相談内容】、【児童及び保護者等の状況】、【児童相談所の意見】の一部、【援助・措置】	2号、7号	I
33	児童票（2） （その2）	【児童及び保護者等の状況2】	2号、7号	I
34	児童票（4）	【援助指針の内容】	7号	I
35	児童票（5）	【所見要旨】、【所見詳細】、【開始年月日】	7号	I
36	会議録	様式の一部	7号	I
37	指導経過記録票	・特定日の特定時刻の【相談主訴】 ・特定日の特定時刻の【相談主訴】、【要旨】の一部 ・上記以外の部分	7号	I

別表3 本件不開示部分のうち開示すべき部分

対象保有個人情報		開示すべき部分
受付番号〇〇		
18	児童援助決定書（1枚目上段、2枚目上段）	【実施日】
22	会議録（1枚目）	【住所】
受付番号〇〇		
30	児童援助決定書（1枚目上段、同下段）	【実施日】